

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

福井国民年金 事案 226

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から46年6月まで

私は、昭和39年7月に婚姻し、婚姻後すぐに夫の転勤に伴いA県B市に転居した。夫が家業を継ぐため会社を退職することになり、42年2月にC市に戻ってきてからは、夫と共に町内の納税組合で2人分の国民年金保険料を納付していたことをはっきりと記憶している。また、納付書で納付した記憶もある。

申立期間の国民年金保険料納付記録について、夫の分は納付済みであるのに私の分が未納となっていることに納得できないので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後の国民年金保険料を全て納付している上、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、国民年金加入期間について、保険料を全て納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和47年8月10日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、20歳に到達する37年*月*日に遡って資格を取得しており、この払出日を前提に納付方法をみると、45年7月から46年6月までの国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるところ、申立人に係る特殊台帳によって、申立期間直後の46年7月から47年3月までの保険料を遡って過年度納付していることが確認できることを踏まえると、納付意識の高い申立人及び申立人の夫が、45年7月から46年6月までの保険料に

についても過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和42年3月から45年6月までの期間について、払出日を前提に納付方法をみると、当該期間の保険料については、徴収権の時効消滅により納付することはできず、特例納付（第2回又は第3回）によってのみ納付することが可能であるが、申立人の夫は「特例納付制度については聞いたことが無く、保険料を一括で納付した記憶は無い。」と供述しているほか、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当する記録が見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 52 年 3 月まで

ねんきん定期便の記録を見たところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かった。

私は、大学在学中に 20 歳になったが、住民票は異動せずそのままにしていたので、母親が市町村役場に出向き、国民年金の加入手続を行うとともに、毎月、二人分の保険料を婦人会（納付組織）に納めていたことをはっきりと覚えている。また、申立期間当時、経済的な資力は十分にあったので、公的機関から届いた納付書についてはきちんと納付していた。

申立期間の国民年金保険料の納付記録について、母親の国民年金保険料が納付済みとなっているのに私の分が未納となっていることに納得ができないので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から満 60 歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 53 年 11 月 29 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、20 歳に到達する 45 年*月*日に遡って資格を取得しており、

この払出日を前提に納付方法をみると、51年10月から52年3月までの国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるところ、当該払出日からみて、申立期間直後の52年4月から53年3月までの保険料を過年度納付している状況が認められることを踏まえると、納付意識の高い申立人の母親が、51年10月から52年3月までの保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和45年10月から51年9月までの期間について、払出日を前提に納付方法をみると、当該期間の保険料については、徴収権の時効消滅により納付することはできず、特例納付（第3回）によってのみ納付することが可能であるが、申立人及び申立人の母親からは、これらの納付方法に関しての具体的な供述が得られない。

また、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当する記録が見当たらないほか、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認できないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月31日から同年4月1日まで

「ねんきん特別便」の年金記録を見たところ、A社（現在は、B社）における私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成14年3月31日となっていることが分かった。

私は、平成14年3月31日付けでA社を退職し、翌日（平成14年4月1日）から次の機関で勤務したので、私の年金記録に空白期間が生じないよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者名簿及び給与明細書により、申立人は、当該A社に平成14年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成14年2月のオンライン記録及び給与明細書の保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成14年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、

申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和48年7月にA社に入社してから52年1月31日に退職するまで継続して勤務し、間を空けずに翌日の2月1日からB社に入社し勤務し始めた記憶があるので、A社における厚生年金保険の資格喪失日が52年1月31日になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、昭和48年7月24日に被保険者資格を取得し、52年1月31日に資格を喪失していることが確認できる。しかしながら、申立人は、被保険者資格を喪失したとされている昭和52年1月31日の勤務実態について、「当日は朝勤で午前5時から午後1時30分まで通常どおり勤務し、退職する旨の挨拶回りをした。退職日の翌日にはB社において午前8時から午後5時30分まで勤務した。」と詳細に供述しているところ、申立人が当該事業所において、同年2月1日に資格を取得していることがオンライン記録から確認できるほか、当時の役員は、「当社では、通常、月末の1日前に退職させる取扱いは行っていなかったと思う。」と供述していることから、申立人は、同年1月31日まで、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録を見るとA社の離職日は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と同一日の昭和 52 年 1 月 31 日であることが確認できる。

さらに、前述の役員は、「申立人の給与から退職月の保険料が控除されたか否かは資料が残っていないので不明であるが、当社では、月末まで勤務していた者の当該月の保険料については、給与から控除しているはずである。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 52 年 1 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 51 年 12 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に廃業し、事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を昭和 52 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 1 日から 35 年 6 月 30 日まで
② 昭和 35 年 8 月 20 日から同年 12 月 28 日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務していた期間が、脱退手当金の支給によって精算されていることを60歳になる前に初めて知った。

私は、昭和 35 年*月に長男を出産して2、3か月休職することを会社に伝えていたが、育児や家事で忙しく入社することができなくなった。一度、出産報告で会社に出向いたことはあるものの、退職届を提出することなくそのまま会社を辞めたので、会社から脱退手当金の説明は受けておらず、一時金制度を知らなかった私が脱退手当金を請求することは無く、会社に請求を委任したことも無いので、脱退手当金の支給記録があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後8ページに記載されている女性従業員のうち、申立人の資格喪失日の前後4年程度に資格を喪失し、かつ2年以上の被保険者期間のある従業員の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を除く57人中18人に脱退手当金の支給決定がなされているが、申立人が退職した昭和35年12月28日以前に退職した12人のうち6人については、資格喪失日から長期間経過後（1年以上3年未満）に支給決定されている。

また、脱退手当金の支給記録が確認できる18人のうち、14人に対して

アンケート及び事情聴取をしたところ、回答のあった 12 人のうち一人を除き 11 人全員から事業主による代理請求をうかがわせる回答が得られないことを踏まえると、事業主が従業員の委任に基づいて脱退手当金を代理請求したものとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 5 月 18 日に支給決定されたこととされているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 3 月 10 日に払い出され、同年 2 月 21 日に遡って被保険者資格を取得し、同年 4 月から満 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間について保険料を全て納付している。

加えて、申立人は夫と同時期に町内会役員を通じて国民年金の加入手続を行ったと供述しているところ、夫の国民年金手帳記号番号は昭和 36 年 1 月 11 日に払い出され、35 年 12 月 17 日に遡って資格を取得していることが確認できることから、申立人は、最後に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時点において、国民年金制度について認識を有していたものと考えられることを踏まえると、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付する一方において脱退手当金を請求するとは考え難い。

このほか、申立人及び前述の脱退手当金の支給記録のある者（18 人）について、脱退手当金の支給決定額を検証したところ、申立人を含めて 16 人について法定支給額と一致していないほか、中には当該事業所において 2 回の被保険者期間を有していながら、後の被保険者期間が未請求となっている者が存在しているなど、一連の事務手続が適正になされたものとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 7 月まで

私は、60 歳の定年を待たずに昭和 57 年 4 月に A 役場を退職した。その際、B 役場にあいさつ回りをした時に担当課長から国民年金に 60 歳まで加入すると年金が増額することを教えてもらい、国民年金に加入し、申立期間の保険料を一括して納付した記憶がある。当時のことについて当該課長からも「国民年金の加入を勧めたことがある。」と聞いているので、国民年金に加入していたことは間違いなく、未加入扱いになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 役場の担当課長から国民年金の加入を勧められ、翌日に B 役場の窓口で 16 か月分の国民年金保険料を一括して納めたと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間における被保険者資格の取得記録が確認できない上、オンライン記録も未加入となっていることから、申立期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が一括して納付したとする申立期間の国民年金保険料の納付方法をみると、申立期間当時は、特例納付実施期間ではないため、前納によって保険料を納付するしか無いが、保険料を前納できる期間は、昭和 56 年 5 月に公布された国民年金法の一部改正により、同年同月から 58 年 3 月までの期間及び 57 年 8 月に公布された国民年金法の一部改正により同年同月から 59 年 3 月までの期間と定められており、申立人が納付した

と主張する 57 年 4 月時点においては、申立期間の保険料を一括して納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらないほか、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認できないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月、同年 4 月及び 57 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月及び同年 4 月
② 昭和 57 年 5 月

私の夫は、私と共に国民年金制度の準備期間中である昭和 35 年 11 月 8 日に国民年金の資格を取得し、以後、60 歳になるまで資格喪失の手続を行うこと無く、国民年金保険料を納付し続けていたと思うので、未加入期間があることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、昭和 35 年 11 月 8 日に国民年金の被保険者資格を取得した後、満 60 歳に到達するまで、妻と一緒に国民年金保険料を継続して納付していたので未加入期間があるはずはないと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る市町村の国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者納付記録票及び特殊台帳を見ると、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得記録が確認できない上、オンライン記録も未加入となっていることから、申立期間は、未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿において、昭和 48 年 11 月に資格を喪失し、57 年 10 月に資格を再取得した旨の記載が確認できることから、厚生年金保険の被保険者期間に挟まれた申立期間①及び②について、国民年金への切替手続が行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付手続については、死亡した申立人が全て行っており、申立てを行った妻は直接関与していないため、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらないほか、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認できないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 24 日から 36 年 11 月 1 日まで
私は、昭和 25 年 5 月に A 社に入社し、1 年間ほど B 社に出向したが、A 社に復職（昭和 31 年 8 月 24 日）後、36 年 10 月 31 日まで継続して同社に勤務していた。この間、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に備忘録として記録していた作業日誌及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたものと推認することができる。

しかし、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は、昭和 31 年 10 月 1 日に適用事業所でなくなっており、30 年 9 月 1 日から同年 12 月までに 26 人、31 年 5 月に 1 人（事務担当者）、同年 10 月 1 日に 1 人（役員）が資格を喪失していることが確認できることから、申立人が同社を一旦退職し、復職するまでの間に、事務担当者を含め従業員全員が資格喪失していることを踏まえると、申立人が同社に復職したと供述している 31 年 8 月時点において、申立人のみが新たに被保険者資格を取得することは考え難い。

また、現在の A 社は、昭和 36 年 11 月 1 日に新規適用事業所となり、従前の A 社で勤務していた従業員 10 人（申立人を含む。）が同日で新たに被保険者資格を取得しているところ、10 人のうち 5 人については、国民年金制度発足時の 36 年 4 月から同社で被保険者資格を再取得した同年 11 月 1 日までの間、国民年金に加入していることがオンライン記録により確認

できる。

さらに、複数の同僚は、「社会保険の適用が無かった期間においては、給与から社会保険料を控除されていなかった。」旨供述しているほか、他の同僚からも厚生年金保険料の控除について積極的な供述が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月10日から同年8月15日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実がない旨の回答を受けた。

私は、勤労学徒動員により昭和19年12月15日から20年3月10日までA社で働いた。その後、学校を卒業と同時に同社に引き続き採用され継続して勤務した。また、申立期間当時、給料から厚生年金保険料が控除されていたことをはっきり覚えているので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における業務内容等を詳細に供述していることから、申立期間において同社に勤務していたものと推認することができる。

しかしながら、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所名簿を見ると、同社は、昭和23年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が同じ職場で働いていたと供述している同僚3人について、オンライン記録を調査したものの、特定することができず、連絡先も不明なため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する調査等ができなかった。

さらに、申立人は、申立期間における健康保険料、厚生年金保険料及び失業保険料の控除額を記憶していると供述しているが、申立人が記憶している申立期間の報酬額によって厚生年金保険料を試算すると、申立人が供述している保険料控除額と相当程度の差があるほか、失業保険制度は、昭

和 22 年 11 月の創設であることなど、申立人の供述と一致していない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。